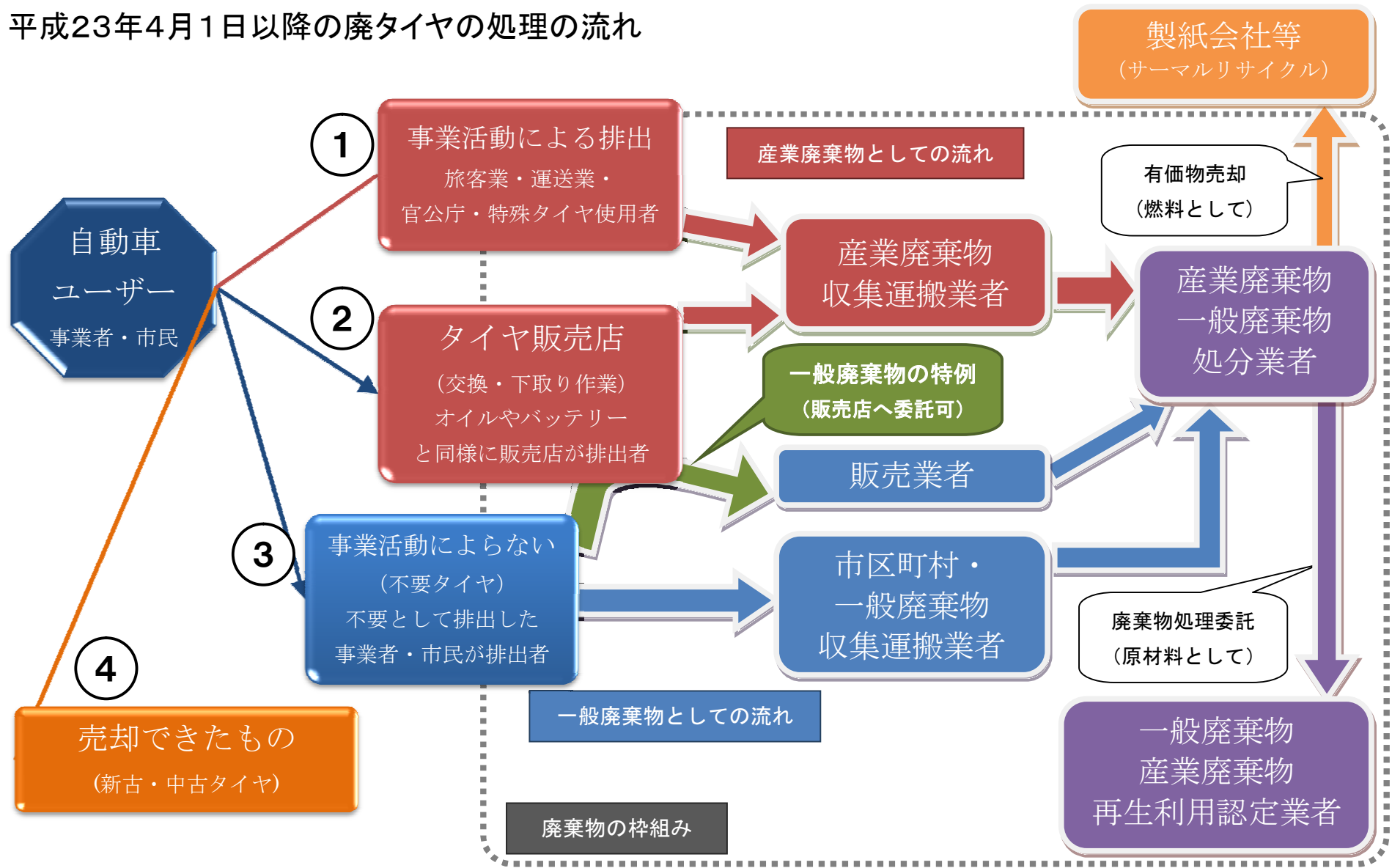


平成23年4月1日以降の廃タイヤの処理の流れ



平成23年4月1日以降の廃タイヤの処理の流れ

①自動車ユーザーの事業活動(旅客業、運送業、官公庁及び特殊タイヤ使用者)によって排出したタイヤは、**これまでどおり産業廃棄物として産業廃棄物処理業者へ委託してください**（「産業廃棄物収集運搬業者」と「産業廃棄物処分業者」と契約が必要です）。

②自動車のユーザーが、タイヤ販売店においてタイヤを購入・交換して不要となったタイヤは、**これまでどおりタイヤ販売店が引き取ります**（タイヤ、オイル、ワイパーゴムやカーステレオは同じ扱いです）。

（1）タイヤ販売店は、「処分費」名目で料金を徴収することはできません（産業廃棄物特例措置の廃止）。

（2）これまでの「処分費」相当額は、「商品代」あるいは「交換工賃」に含まれます（タイヤ販売店に支払う総額は変わりません）。

（3）不要となったタイヤは、タイヤ販売店が排出者となって、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託されます。

（4）不要となったタイヤは、貴重な石油資源の代替燃料となったり、新しい商品に生まれ変わったり、適正に処理されていきます。

※タイヤ販売店とは、タイヤなどの販売を行う事業者で、自動車販売店・自動車整備事業者・タイヤ専門店なども含まれます。

※同一車両のタイヤであればメーカー名、型式が異なっても同じ扱いです。

③自動車のユーザーが、所有していたタイヤを不要とした場合は、**これまでどおりタイヤ販売店又は市区町村（又は市区町村の許可業者）が引き取ります**。

（1）タイヤ販売店は「処分費」名目で料金を徴収することができますので、持ち込む前に「条件・処分費」を必ず確認してください。

（2）お住まいの市区町村に引き取ってもらうときは、清掃部門の窓口に「持込場所・処分費」を必ず確認してください。

（3）特殊タイヤなどタイヤ販売店や市区町村が引き取れないときは、産業廃棄物処理業者へ委託することができます。委託の際に「条件・処分費」を必ず確認してください。

※タイヤ販売店とは、タイヤなどの販売を行う事業者で、自動車販売店・自動車整備事業者・タイヤ専門店なども含まれます。

④自動車のユーザーが、所有していたタイヤを新古又は中古の自動車用タイヤとして販売した場合、**これまでどおり買い取った古物商又は他の自動車ユーザーが所有者となり、廃棄物として扱われません**。